

伊藤（信）分科員 自由民主党の伊藤信太郎です。

二十一世紀に入りまして、知のパラダイムというのが大きく変化してきたということは、大臣も常日ごろお考えだと思っんですね。その中で、高等教育、とりわけ大学のパラダイムが今のままでいいのか。日本はよく文系、理系なんという言い方をするんですけども、その文系、理系という分け方自体が二十一世紀のパラダイムでもう陳腐化しているんじゃないか、そういう考え方もあるわけですね。

そういう中において、特に国立大学、今後独立行政法人化するという方向に行っているわけですけども、再編成する場合に、単に大学を統合するという考え方じゃなくて、学部の組み方のあり方、あるいはそれぞれの講座なり科目のあり方自体を見直す、そういうことに関して大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

遠山国務大臣 今お話しのように、国立大学、これからの法人化に向けていろいろな努力が行われていくところでございますけれども、単に大学を統合していくということではなくて、私どものねらいとしておりますのは、本来あるべき教育研究機能がしっかりと充実していくということ、そして社会貢献、その研究成果、教育成果を通じて社会に貢献してもらうこと、と同時に、国際的な競争力も持つ、本当の将来の知の世紀を担ってもらうような大学になってもらいたいというふうな強い期待を持っているところでございます。

先生御指摘のような新たなパラダイムを考えていくということも大変大事だと思っております。既に、それぞれの大学におきましては、大学院レベルでございますが、ちょっと例で申させていただきますと、環境学や情報学など、文系、理系という伝統的な学問区分を超える総合科学でありますとか、金融工学などの新分野、あるいは工学系の学生が将来起業していく際に必要な経営管理能力の育成に重点を置いた教育など、新たなニーズに応じた人材の養成も行おうとしておりますし、また、研究の分野では、学問的な既存の分野を超えて学際的な研究もどんどん進められている、そういう段階であろうと思っておりますが、私どもは、各大学における自主的な取り組みを前提としながらも、新たな方向に向けての努力をさらに促すような形でこの法人化の問題等について取り組んでまいりたいと思っております。

伊藤（信）分科員 大臣がおっしゃられたように、そういう学際性を持った、あるいは文理融合のアプローチが文部科学省の方でもなされるということで私も大変うれしく思うわけです。

大学のレーゾンデートルといいますか、存在理由は幾つかあると思っんですけども、近年、日本においては、やはり大学の研究成果が実社会で十分に生かされていないんじゃないか。特に今は、文理融合といって、また、こんなことを言うとおかしいですけども、科学技術といいますか、理系の研究成果というものが実際の商品開発であるとか起業に生きていないというようなことが欧米に比較して言われているわけですね。その幾つかの理由の一つとして、やはり人事の問題があるんだろうと思っんですね。

例えば私の留学していたアメリカにおいては、大学の教員が、あるときは起業をし

てベンチャーのCAをしたりCFをしたりCTをしたり、そしてまたその大学の教授に戻る、あるいは国務長官をしてまた大学の教員に戻ったり、あるいはローファームのリーガルプラクティスといいますか、法律業務についてまた戻ったり、そういう人事の水平的なものがあるわけですね。それから、大学の教員も、日本のように当然終身雇用ではございませんで、日本も最近導入しておりますけれども、任期制というよりは、むしろ毎年、テニユアを取るまでは、ジョブマーケットみたいなのがありまして、その研究成果であるとか教育業績によって俸給なりポジションも変わってくるというようなことがあるわけですね。

ですから、今後、国立大学を独立行政法人化するに当たり、もし非公務員ということであるなら、大学の教官、研究者がぜひ実社会に行きやすいように、また、実社会に行った人間がまた大学に入りやすいような、そういう人事措置というのは必要だと思っておりますが、その件についての大臣のお考えをお聞かせください。

遠山国務大臣 大学は、研究者といいますか、知恵を持った人の集団でございますので、その人材を活用しないということは国としても大変大きな損失であろうかと思っております。そういう意味で、今御指摘のように、大学人であっても、一定期間、外のいろいろな組織で働いていただくとか、あるいは兼業、兼職というようなものを柔軟に取り扱っていくというのは、まさに時代の要請であろうかと思っております。

昨年の九月二十七日に取りまとめられました「新しい「国立大学法人」像について」、これは中間報告でございますけれども、ここにおきましても、このような観点から、教員の社会的貢献のための学外活動を広く認めることとして、兼業、兼職に関する規制を緩和すべきであると提言されているところでございます。

私どもといたしましては、本年度中に取りまとめられる予定の最終報告を踏まえまして、法人化後の大学の研究成果がこれまで以上に社会に還元されるように努力してまいりたいと思っております。

それと、平成十二年度以降は、かなりいろいろなことで規制緩和を行っております。国立大学の教員でも技術移転事業者の役員兼業がしやすいようにする、あるいは国立大学教員等が研究成果を活用する企業の役員等との兼業がしやすくする、あるいは株式会社等の監査役との兼業も認めていくというような規制緩和に踏み切っておりますが、一段とそのような面についても配慮しながら、法人化の目的が達成されるように、私どもとしてもこの問題について十分検討してまいりたいと思っております。

伊藤（信）分科員 ありがとうございます。

理系の研究成果がなかなか実際の商品あるいは起業に結びつかないもう一つの理由として、どうも今まで、大学の研究成果というものをそういった目的で使うことが従来の考えでは余り望ましくない、またそれに対する予算措置であるとか組織にはなっていないという部分があるわけですね。

ですから、一部、最近、TLO、TMOの動きもありましたけれども、どんなすぐれた研究成果であっても、それが実社会で生きるためには、やはりマーケティングの費用なりマーケティングをする部分が必要だと思っておりますので、今後、国立大学の独立行政法人化に伴って、ぜひそういうことについても御配慮をいただければありがたいと思っております。

工藤政府参考人 おっしゃいますように、大学の研究成果を社会に還元する、特に技術移転で経済の活性化に資するというのは大変大事なシステムでございまして、アメリカでパイ・ドール法ができましたのが一九八〇年、残念ながら、日本で同じような仕組みができましたのは約十年おくれてございますけれども、今、TLOの設立も含めて、その仕組みの問題、それからその立ち上げへの資金あるいは税制なども含めた環境整備の問題も含めて、十分措置をしているところでございますが、大学の意識改革も含めまして、御指摘のような方向で私どもも支援してまいりたいと思っております。

伊藤（信）分科員 ありがとうございます。

大学の構造変化のもう一つのものとして、遠隔教育ということがあると思うのですね。ですから、もちろんキャンパスを持った大学というものもこれからあると思いますが、キャンパスを持たない大学といいますが、どちらかということも教育のポータルサイトとしての大学ということも出てくると思うのですね。

私も大学教授なのですが、実際、フェース・ツー・フェースで学生を教えるときでもなかなか難しいものがあるというのは、例えば百人くらいの学生がいますと、理解度とかバックグラウンドが違いますね。そうすると、私は一通りしかしゃべれないわけで、真ん中の上くらいを目がけて話すわけですが、上の方の十人くらいは退屈してあくびをしている、下の方の六十人くらいはわからなくてほかのことを考えている、あるいは何かべちゃくちゃしているということもあるわけです。

遠隔教育になりますと、このことがもっと極大化した状態で起きるわけですね。つまり、遠隔教育で例えば一千人を相手にした場合に、それぞれ違う環境で、また学生のすそ野も広がりますから、そうなると、単に高速インターネットでつないだから遠隔教育ができるというわけではなくて、遠隔教育にふさわしい教育テクノロジーであるとか、あるいはマルチレーヤーなコンテンツ作成技術であるとか、あるいはフリークエント・アスク・クエスチョンに対してはT Aやあるいはコンピューターレベルで答えるような、そういうシステムの開発が必要だと思えるのですね。

アメリカは遠隔教育が進んでいるのですけれども、アメリカのそういうフォーマットをそのまま日本に導入することは、文化の差異や国の独立性からいって余り望ましくないと思っておりますので、こういうものはなかなか商業ベースでは開発しきれないものがあるので、ぜひ文部科学省の方で何らかの音頭をとって、日本じゅうのあらゆる教育機関が使いやすいようなそういうフォーマットなりノウハウというものを開発する、あるいは開発することに対するエンカレッジをするというようなことを望むわけですが、そのことに対する御所見をお伺いします。

工藤政府参考人 教育上の品質保証というのは、それぞれの大学の自覚と御努力にまつ部分があるのでございますが、御指摘ありましたようないわゆるIT、情報通信技術の発達が目覚ましいものがございまして、その活用を図りながら、かつ、品質をどう維持向上させていくかというのは大変大事な視点でございまして。

そのために、特にインターネットなど、あるいは衛星通信を利用した遠隔教育が日本でも盛んになってございまして、私どもも、授業に導入するに当たりまして、品質

保証の一つの枠組みとしまして、対面授業と同じような取り扱いをするためには、一つには、同時かつ双方向で教える側と学ぶ側がレスポンスできるような仕掛けが必要であるということ、あるいは毎回の授業ごとの設問解答あるいは質疑応答等に対応できるようにするようなこと、あるいは学生からの意見交換の機会を確保するような仕組みなども大学に求めているところでございます。

それとともに、今御指摘ありましたようなこういう遠隔授業の効果を達成するための支援ということで、例えばそれぞれの学生の理解度などを判定するために、授業評価の実験でございますとか、あるいはレスポンスアナライザーというような装置、受講者の反応を分析、判定するような装置を導入して、このあたりの実験あるいは効果性を向上するようなことの取り組み、さらには教材制作を支援するための支援システムの開発につきましても私ども御支援を申し上げながら、各大学の御活用を促しております。

伊藤（信）分科員 ありがとうございます。

今度はちょっと初等中等教育に関してお伺いいたします。

今度、新学習指導要領というものが出来まして、学校が五日制、別の言い方をすると週休二日と言われているのですが、私は週休二日ということに対して反対はないのですね。ゆとりというのは遊ぶという意味ではなくて、そこで個性に合った創造性なり可能性を伸ばすという意味で使うべきだろうと思うのです。ですから、ぜひ土曜日に、日本の戦後教育でいろいろなものが問題だと私は思いますけれども、つまり、歴史教育あるいは道徳教育というものも非常に大きな問題だろうと思うのです。

そこで、やはり歴史観というのは多様なものだろうと私は思うので、歴史の先生ではない方が、それぞれの自分の歴史というものを通じて、地域性あるいはそれぞれの社会にあった歴史に関する所見を述べてそれを子供が聞くという機会は、多様な歴史観というものを理解するという意味で大変重要だと思うので、ぜひ土曜日にそういうことが可能なような措置がとれないものかというふうに考えているわけですが、その件についての大臣の御所見をお伺いしたいと思うのです。

遠山国務大臣 四月から実施されます学習指導要領、新しい学習指導要領のねらいは、週五日制にすることによって、土日を単に無為に過ごしていくということではなくて、その週末の時間を利用して、もちろんゆとりを持ちながらも、いろいろな体験活動でありますとか親子の触れ合いでありますとか今先生御指摘のように、地元の人たちの御努力によって、子供たちにみずからの人生観なりあるいは歴史観なりそういったものを伝えてもらうような場にしていくことは、まさに今回の指導要領のねらいであると考えております。

このことが実際にうまく、効果的に各地で行われますように、これまで何年もかけて、我が省といたしましてもいろいろな充実のための施策を推進してまいりました。いよいよ四月からそのことが実施に移されるわけでございますけれども、今先生御指摘のような点を各地の教育委員会なり学校なり、あるいは地域の関係者なりがいろいろ自覚していただいて、ぜひともそのようなアイデアも取り入れながら充実した週末を過ごしてもらいたいと思っております。

同時に、週五日の間でも、総合的な学習の時間ないし道徳の時間なども通じまして、

日本人として必要な歴史観でありますとか生き方の問題、そういったことも大事に取り扱ってもらって、新しい指導要領の実施が、そういう面についても、本当の意味の、子供たちに実り多い教育が展開されていくことを私ども期待しておりますし、いろいろな方でそのことが実現されますように努力していきたいと考えております。

伊藤（信）分科員 もう一つの問題として、やはり都市部の生徒といたしますか、それと非都市、農村、漁村あるいは森林地帯の意識の乖離、あるいは学校教育環境の差異というものがあ意味では問題になっていると思うのです。ですから、このゆとり教育の中で、都市部の生徒と非都市の学校に行かされている生徒が一定期間、国内留学といたしますか、交換するような制度というものをとれないのか。それによってその間の意識の乖離であるとか、あるいは都市部の生徒にとっては一次産業に対する実態的な理解、あるいは非都市の学童にとっては都市生活のいろいろな危険性とか刺激とか、そういったものを健康な形で体験できるのではないかなと思うので、その考え方についての副大臣の所見をお伺いしたいと思うのです。

岸田副大臣 今先生御指摘になりましたように、子供たちが自然とか、それからふだんと異なった社会環境、こういったところに出かけて行って現地の子供たちと交流する、あるいはふだん経験できない体験をするということ、これは子供たちにとりましても、人間関係を広めたり、あるいは新しい体験をしたり、さらには広い視野とか多様な価値観をはぐくむ、こういったことから大変重要なことだとまず認識しております。

そういったことから、従来も、地域ですとかあるいは学校の工夫の中で、都市部の子供たちが自然に恵まれた地域に長期滞在して交流をするというような事業、さらには都市と農村、それぞれの子供たちが互いに交流してそれぞれホームステイをするというような事業が行われてきたわけであります。

しかし、これから学校週五日制、そして新しい学習指導要領がスタートする。新しい体制の中で、平成十四年度からの予算の中にも、まず学校の中でこうした体験活動に取り組むということから、豊かな体験活動推進事業、こうした事業を盛り込んでいるところでありますし、また、学校外におきましても、自然体験活動を通じた地域の青少年との交流活動などを行う青少年長期自然体験活動推進事業、こういったものを実施するという予算を盛り込んでおります。

学校の中、そして学校の外を問わず、都市と農村の間の交流活動、こういったものを進めていくということは大変重要だと思っておりますし、ぜひしっかりと支援をしていきたいと考えております。

伊藤（信）分科員 ありがとうございます。

私も教員だったのですけれども、大部分の人は学校を出て教員にならないわけですね。経験よりまさる教師というか教育は私はないと思うんです。そういう意味で、教員としての社会体験しか持たない方が教員にならない人を教えているということにはある程度限界がある。

そういう意味で、教員が社会体験をするということが少し進められているようだけれども、もう少し大胆な発想で教員免許というものを考えるべきじゃないか。それ

から、人事交流の面でも、一度教員外の人がもう一度公立学校に戻れるようなシステムをもう少し大胆にもたせないかということをお聞きしたいと思います。

矢野政府参考人 先生の今のお話は、例えば教員免許の更新制といったような提案につながるお話だと思うわけですが、教員の免許更新制につきましては、御案内のように、平成十二年でございますが、教育改革国民会議の報告の中で、その可能性を検討するようという報告を受けまして、それを受けて、平成十三年の四月に、私どもの中央教育審議会で今後の教員免許制度のあり方について諮問をいたしまして、つい先日でございますが、二月の二十一日に答申をいただいたところでございます。

この中教審の答申におきましては、教員免許更新制の導入の可能性につきまして、教員の適格性の確保、そして教員の専門性向上、この二つの観点から検討が行われまして、その結論といたしましては、現時点における制度上の制約などに加え、その政策的有効性についても十分検討を進めたところ、導入には中央教育審議会としてはなお慎重にならざるを得ない、そういう結論をいただいたところでございます。

しかし、一方、答申では、この適格性の確保や専門性の向上を図る、そういう観点で、いわば免許更新制にかわる施策といたしまして、教職十年を経験した教員に対する新たな研修の構築などの御提言をいただいたところでございまして、これらを実現するために、本日でございますけれども、教育職員免許法等の改正案が閣議決定されて、今国会において御審議をお願いするということにいたしているところでございます。

なお、教員の社会体験ということについての重要性の御指摘はそのとおりでございますが、そのためには、大学での養成段階において介護等の体験でございますとか、教員の採用におきましてボランティア等の社会体験について適切な評価を実施するといったようなこと、さらには、教員になってからでございますけれども、企業等におきまして長期、短期の社会体験研修の実施などに努めているところでございまして、私どもといたしましては、こうした施策を通じ、さまざまな社会体験を持った教員の確保に引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

伊藤（信）分科員 それで、社会体験という意味では、逆に、その道にたけた人の話というのは非常に説得力があるわけですね。ただ、その道にたけた人というのは、なかなか自分の仕事が忙しくて教室に行けないという場合がある。ここで、逆の発想で、そういう人たちが、例えば社長だったら社長室から、アーティストだったらアトリエから中継して小中学校で教えるということも、今の情報通信手段を使えば可能だと思うので、ぜひその辺の施策についてのお考えをお聞かせください。

矢野政府参考人 これからの学校教育活動におきましては、各学校の実態に応じまして、保護者を初めとする地域の専門家など幅広い人材を活用して学習活動の幅を広げていくことが大変重要であるわけございまして、その際には、インターネットなどの情報通信ネットワークの機能を活用することによって、学習の対象を広げ、また興味や関心を掘り起こし、他の地域、学校さえも超えたそういう交流が行えるということが、これからの多様な教育活動を展開する上で可能になると考えているわけござ

ざいます。

私どもとしては、既にそういう観点から、高速回線を用いた教育方法に関する研究開発事業等を行っているわけございまして、そういう意味で、今後とも、私どもといたしましては、新しい学習指導要領、先ほど来申し上げますけれども、生きる力をはぐくむことをねらいとする学習指導要領、そのねらいをより実現する意味で外部人材の活用ということは大変大事であるわけございまして、これからもさまざまな手段を通じてそれを進めてまいりたいと考えているところでございます。

伊藤（信）分科員 今、スーパーサイエンスハイスクールの構想があるわけですが、私も、スーパーサイエンスハイスクールだからといって、理科だけを教える、あるいは理系だけを教えるということは非常に問題だと思っております。

ユダヤ人の中で科学者がすごく多いのです。これは幾つかの理由があると思いますけれども、私は、その大きな理由の一つとして、ユダヤ人が、多くの場合、小さいころから複数言語の環境で育っているということがあると思うのです。人間というのは、やはり言語で現象を認識して関連づけて分析していくわけですね。ですから、複数言語を学ぶということは、要するに現象に対する複数のアプローチをできる、そういう知的な能力をはぐくむわけです。

ですから、私は、スーパーサイエンスハイスクールの中でも、ぜひ複数の言語教育というものを忘れずにやっていただきたいと思うのですけれども、その件に関する副大臣の御所見をお伺いします。

岸田副大臣 御指摘のスーパーサイエンスハイスクールですが、例えば学習指導要領によらない教育課程の編成実施等により、理科、数学に重点を置いたカリキュラムを開発するとか、大学や研究機関との連携ですとか、あるいは論理的思考力、創造力、あるいは独創性を高める指導方法、こういったものを研究するとか、あるいはさまざまな第一線の研究者との交流とか、こういったものを想定しておりますが、まず、基本としまして、生徒の興味、関心に応じて学校や教員の創意工夫を生かした取り組み、こういった取り組みが尊重されなければいけないというふうに思っております。

ですから、こうした取り組みの具体的な形として、例えば、学校において創意工夫をし、その結果として複数言語を使用した授業を行うということは考えられるというふうに思っています。

いずれにしても、そういったスーパーサイエンスハイスクールの大きな目的を実現するために、さまざまな工夫をし、それを尊重していくという姿勢、これは大切だと考えております。

伊藤（信）分科員 これから日本が世界の中で尊敬され、また十分な国際貢献をしていくためには、やはり異文化コミュニケーションということが非常に重要だと思っております。

異文化コミュニケーションというと、英語ができればいいのかとか、あるいは中国語ができればいいとか、そういう短絡的な議論に陥りがちですけれども、やはり異文化コミュニケーションをする意味においても、自国の伝統文化に対する理解あるいは愛情というものは非常に私は大事だと思うのですが、この件に関する政務官の御所見

をお伺いしたいと思います。

池坊大臣政務官 委員がおっしゃいますように、私も常日ごろ、国際社会の中で日本人が尊敬と愛情で見詰められるためには、まず自国の伝統文化への認識と深い愛情がなければならないと思います。そういうものに立って初めて、他国の文化を理解し、愛情を持つことができるのだと思います。

その点におきまして学校教育が果たす役割が大であるとは思っておりますので、例えば道徳においては、我が国のすぐれた伝統を継承し、新しい文化の創造に貢献するとともに、諸外国の文化を尊重する態度をはぐくむよう教えております。また、十四年度から小学校、中学校において心のノートというのを生徒に配付いたしますけれども、その中でも、伝統文化への認識、また愛情を持つことの大切さを述べております。また、社会科においては地域に残る文化財や年中行事について調べたり、また音楽科においては邦楽に触れたり、また中学校においては必ず和楽器に一つは触れるようにというふうに指導いたしております。また、総合的な学習の時間においても、地域に関する課題を設定して、文化や芸術に触れる体験活動を通して体で伝統文化のすばらしさを体得するように指導しているところでございます。

伊藤（信）分科員 言葉をかえれば、感性を大事にした教育というものをやはり二十一世紀の中では重要視しなければならないことだと思います。

質問に対して丁寧な御回答、どうもありがとうございました。これで質問を終わります。